

2. 大学の設置形態

2-1. 大学の法的位置づけ

2-1-1. フランスにおける大学の法的地位

フランスにおいて、大学 (université) はすべて国立の機関である。

しかし、法的には、日本においては国立大学は「国」が自ら設置するものであり、国という法的主体 (法人格) に含まれているのに対して、フランスにおいては、公施設法人 (établissement public) という独立した法的主体 (法人格) を有している。

大学の法的地位については、フランス教育法典 (Code de l'Éducation, 従来の1984年高等教育法 (1984年1月26日法律) は、2000年6月22日、他の教育関係法とともに法典化され、教育法典 (Code de l'Éducation) となった。) の第7章 (高等教育) の第711-1条第1項で「学術的・文化的・専門的性格を持つ公施設法人は、法人格を有し、教育的・学術的・行政的・財政的自治を持つ国家施設である」と規定するとともに、第711-2条第1項において、この「学術的・文化的・専門的性格を持つ公施設法人」の種類として、大学を掲げているところである。

Art. L. 711-1 - Les établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel sont des établissements nationaux d'enseignement supérieur et de recherche jouissant de la personnalité morale et de l'autonomie pédagogique et scientifique, administrative et financière.

Art. L. 711-2 - Le présent titre fixe les principes applicables à l'organisation et au fonctionnement de chacun des types d'établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel, qui sont :

- 1° Les universités auxquelles sont assimilés les instituts nationaux polytechniques ;
- 2° Les écoles et instituts extérieurs aux universités ;
- 3° Les écoles normales supérieures, les écoles françaises à l'étranger et les grands établissements.

国立大学以外にも、日本語表記上「大学」とされる宗教系などの私立の大学相当の高等教育機関があるが、これらは上記の意味における大学ではなく、学位授与権を与えられていない。

(ただし、これらの大学相当の機関においては、国立大学と連携することによって、学生は国立大学から学位の授与を受けることができるようになっている。これらの大学相当の私立教育機関については、établissement d'enseignement supérieur privé と呼ばれる。)

2-1-2. 公施設法人とは

公施設法人 (établissement public) とは、「公役務の任務を負う公法上の法人」と定義づけられるものであり、フランス行政法学の歴史的展開の中で形成された法概念である。公施設法人は、「特定の公役務を行うために設立された公の法人」ということになる。

この公施設法人としては、国立図書館、歴史的建造物基金、大学、国立行政学院 (ENA)、陸軍理工科学学校 (エコール・ポリテクニク)、国立美術館、国立劇場等がある。

公施設法人は、一定の範囲で公権力的行政作用を行うことができる一方、国ないし地方公共団

体による行政上の後見監督 (tutelle) に服している。しかしながら、一方で公施設法人の多様化に伴い、近年多数設立された商工業的公役務 (service public industriel et commercial) に関する公施設法人 (例: フランス電力, フランス国鉄等) などは、組織法上は公法上の法人として位置づけられながらも、現実には、その業務の性格から、私法の規律に従うことが多くなっている。

それぞれの公施設法人の事業の範囲やその性格等については、それぞれの根拠法により規定されることとなっており、いわゆる「公施設法人 (通則) 法」というようなものは存在していない。したがって、公施設法人であることから必然的に受けることができる特典や服さなければならない義務が生じるものではなく、それらは個別の根拠法の規定によることになる。

2-1-3. 大学が公施設法人であることの意義

一般に、公の機関が公施設法人であることの意義は、国家や地方政府とは分離された一つの法的主体として独立した法人格を持つことであり、さらに、それに由来する行政的・財政的自律性を持つことである。したがって、公施設法人には、国や地方政府の一般予算から分離された特別の予算が組まれることとされている。その収入は、原則として寄附金、借入金、手数料等で構成され、その反面、収入が支出に満たない場合には補助金 (国庫からの交付金) が支出されることとなる。

しかるに、大学が公施設法人であることの意義は、まさに大学の使命を実現するための行政的・財政的自律性を確保することであり、19世紀末の法人格付与の意味もそこにあつたと考えられる。実際、1897年においては、全大学の予算財源の56%までが大学の固有財源であつたとされている。

ところが、近年、高等教育を受ける人口の著しい増大を背景に、公教育の無償原則 (すなわち授業料を徴収しないこと) から生じる財政的自律の危機が現出している。

国庫からの交付金につき、フランス教育法典 (Code de l'Éducation) では、その第711-1条第5項で国からの補助の在り方として、従来の教員、学生、職員あたりの補助金に加えて、大学評価に基づく相互契約による補助の方法を規定したところである。

Art. L. 711-1 - (中略)

Leurs activités de formation, de recherche et de documentation peuvent faire l'objet de contrats d'établissement pluriannuels dans le cadre de la carte des formations supérieures définie à l'article L. 614-3. Ces contrats fixent certaines obligations des établissements et prévoient les moyens et emplois correspondants pouvant être mis à leur disposition par l'Etat. L'attribution de ces moyens s'effectue annuellement dans les limites prévues par la loi de finances. Les établissements rendent compte périodiquement de l'exécution de leurs engagements ; leurs rapports sont soumis au comité national d'évaluation prévu à l'article L. 242-1.

この後、例えば、1986年には、各大学の個別化を推進しようとする法案の提出も行われ、その中で、大学の登録料 (Droit d'inscription) についての各大学の裁量の余地の拡大も企図されたが、憲法評議会において違憲の判断がされたことから廃案となり、さらに1993年にも「学生の必要性

や社会・経済界の現実により良く適合した新しい手段の導入等、大学財政の運用の自由化をもたらす」として、法の「適用除外」による地方政府、私企業との協働を推進しようとした法案の提出もあったが、これも廃案となった。

これらの、いわば大学の自治権の拡大（少なくとも大学の自由裁量の拡大）につながるとされるいくつかの動きに対しては、大学の側から、国による財政支援が失われるのではないかという思惑から、反対の声が挙がっていたものと考えられる。

2-2. 大学・法人の管理機関

大学の主な内部管理組織は、学長及び3つの評議会である。

2-2-1. 学長

大学の管理運営に関する最高責任者は学長（*président de l'université*）である。

フランス教育法典第712-2条第3項において、学長は、大学を経営（*dirige*、経営の他「指揮」「指導」等の意味がある。）すると規定されている。学長は、3つの評議会の委員による投票によって選出され、この投票において有効投票数の過半数を取得することが必要である。（同法典第712-2条第1項）

学長に就任できるための要件は、フランス国籍を有していること、大学において常勤の教員－研究者（*enseignant-chercheur*、以下「教員」と略する。）であることの2つのみである。学長の任期は5年間で、延長は認められない。（ただし、任期終了後5年を過ぎた場合には、同一大学の学長に再度就任することはできるものとされている。）

2-2-2. 評議会

フランス教育法典において規定されている大学に置かなければならない合議制の機関としては、以下の3つの評議会がある。しかし、管理評議会以外の2つの評議会は一般的にあまり活動しておらず、管理評議会が実質的には、かつての大学評議会（*conseil d'université*）としての機能を果たしているといえる。

(1) 管理評議会（*conseil d'administration*、フランス教育法典第712-3条）

法律上は、この管理評議会は協議機関として位置づけられているが、実際上は学内の最高議決機関として機能している。

この管理評議会は、大学の運営に関する諸問題について協議するとともに、国民教育省との間で取り交わされる協定の内容について議決することとされている。また、予算及び決算の決定、職員配置、学長が学外の機関と締結した協定の承認、教育研究コースの新設、借入金・寄附金・不動産等財産の取得の決定、教職員及び学生に対する懲戒処分等の決定、などをその職務としている。

この管理評議会は、30名から60名の委員により構成され、その委員構成は、教員代表が40～45%、学外有識者代表が20～30%、学生代表が20～25%、事務系及び技術系職員代表が10～15%となっている。

学外有識者を除く他の委員は、それぞれのグループ毎の選挙によって選出され、任期は4年（学生代表のみ2年）となっている。教員代表の半数以上は教授で占められることとなっている。学外有識者代表は、地方公共団体、企業経営者団体、労働組合、経済団体、学術・文化団体等から選出され、その任命方法や委員数の配分などは政令によって定められることとなっている。

(2) 学術研究評議会 (conseil scientifique, フランス教育法典第 712-5 条)

学術研究評議会は、大学における研究活動に関する方針、研究費の配分等について協議し、その結果を管理評議会に提言するための機関である。

また、管理委員会の諮問を受け、次のような事項について協議を行う。

学術研究評議会は 20~40 名の委員により構成され、その内訳は、教員代表が 60~80%、第三課程（ほぼ日本の大学院に相当する課程）の学生の代表が 7.5~12.5%、学外有識者の代表が 10~30%となっている。

このうち、教員代表の半数以上は教授のうちから選出され、また学外有識者は当該大学以外の所属であれば教員又は研究者であってもかまわないこととされている。

(3) 教育・大学生生活評議会 (conseil des études et de la vie universitaire, フランス教育法典第 712-6 条)

教育・大学生生活評議会は、学内の教育及び継続教育の方針について提言するほか、教育研究コースの新設等についても審議する。また、学生の就職支援対策、学生の文化・スポーツ・社会活動の支援、生活及び学習条件の改善のための対策を検討する。

この教育・大学生生活評議会は、20~40名の委員により構成され、その内訳は、教員と学生の代表が合わせて75~80%（それぞれ半数ずつ）、事務系及び技術系の職員の代表が10~15%、学外の有識者の代表が10~15%となっている。

2-3. 大学の内部組織と管理運営システム（大学の意思決定システム）

大学の管理運営のシステムは、概説すれば、執行機関としての学長と、議決承認機関としての管理評議会により機能しているといえることができる。

法律上の学内内部管理機関である学長や各評議会の職務・権能については、2-2 で述べたとおりであるが、一方、その他の内部組織については具体的な規定は置かれておらず、大学に裁量を与えているものと考えられる。実際に、内部組織は大学によって（又は学長によって）それぞれ異なっており、学長の強力なリーダーシップのもとに運営されているものや、学部（UFR）組織を中心に学部自治的に運営されているものなどがある。

具体的な学内意思決定の在り方としては、大学の将来計画である全学計画を策定する過程において、各大学のどのようなメンバーがそれに関与したかにより垣間見ることが出来るが、それによれば、小規模な機関の場合には学長のみというものから、学長の他、事務局長と経理部長というものや、副学長がメンバーとなっているもの、主な組織の代表者によるもの、学部（UFR）長によるもの、またこれが一番多いのであるがこれらの複合型であるもの、などとなっている。

個々の教員が大学全体の意思決定に参画する手段としては、管理評議会を通じるものが一般的であり、すべての教員が参加する教授会のようなものは制度上は位置づけられていないとみられる。とはいえ、上記の全学計画の策定過程においては、それぞれの学部（UFR）やそれ以下の組織毎に作業グループが置かれ、より大きな作業グループの意思決定に参加するというようなプロセスがとられている大学も存在しているところである。